

* * * * *
農業担い手メールマガジン（第88号）
* * * * *

インデックス

- 水田・畑作経営所得安定対策の見直しについて（第3回）
 - ・ 収入減少影響緩和対策の充実
 - ・ 交付金の交付時期の見直し
 - ・ 事務手続の簡素化

第3回目は、手続の見直し、収入減少影響緩和対策の充実などについて紹介します。

1 収入減少影響緩和対策の充実

- （1）収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）は、対象農産物の販売収入が減少した場合に、担い手の農業経営への影響を緩和するための対策です。
- （2）具体的には、当年の収入額が、過去5ヶ年のうち最高・最低を除く3年平均の収入額に比べ減少した場合に、差額の9割を補てんするものです。
また、この補てん金については、19年産においては10%の収入減少に備えて、農業者と国が1対3の割合で拠出したものを原資として、その範囲内で支払われることになっていました。
- （3）このような仕組の下、平成19年産米については、販売価格の下落に歯止めも見られるようになっていますが、収入の大幅減少を心配される方もおられます。
このため、収入減少が10%を超える事態が生じた場合、19年産限りの緊急的な対応として、10%を超える収入減少に対しては農業者の積立金がなくても、国の負担相当額を追加して補てんすることとしました。
- （4）また、20年産以降は、農業者の選択により、20%の収入減少に備えた額を積み立てられるようにして、不安感を払拭することとしました。
- （5）なお、20年産からは、生産調整の実効性をより一層確保するため、生産調整実施者であることを確認した上で交付金を支払うこととなります。

2 交付金の交付時期の前倒し

- （1）水田・畑作経営所得安定対策には、
 - ア 過去の生産実績に基づく支払（固定払（緑ゲタ））、
 - イ 毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払（黄ゲタ））、
 - ウ 収入の減少の影響を緩和するための補てん（収入減少補てん（ナラシ））の3種類の支払がありますが、それぞれの支払時期はバラバラとなっていました。
また、麦作農家の方から、支払の時期がこれまでより遅く、営農上の資金繰りに支障が生じる、交付金を早く支払ってほしいというご意見・要望が多く出されました。
- （2）こうした中、各支払の時期を次のように前倒ししました。
 - ア 固定払
 - （19年産）年末頃を10月からに前倒しして支払
 - （20年産以降）6月30日までに交付申請を行えば、7、8月に支払
 - イ 成績払

(19年産) 年度末に支払

(20年産以降) 生産量と品質が早期に確定する麦を他の農産物と分けて、
早期支払を希望する方には年内に支払

ウ 収入減少補てん

(19年産以降) 生産実績数量報告と交付申請を一体化し、4月1日～4月
30日に申請を行うことにより、5月中旬から6月頃に前倒し
して支払

3 申請書類等の簡素化

- (1) 事務手続については、生産現場から、申請書類が難しい、提出書類が多過ぎる
という意見が多く出されました。また、年間を通じて何度も申請を行わなければ
ならないという意見も出されました。
- (2) このため、加入申請書など申請書類の様式について、記入項目を必要最小限の
ものに限定するとともに、記入欄を大きくして記入しやすい様式に見直しました。
また、あらかじめ印字した様式を配布して、その内容を確認、修正してもらう
こととしました。さらに、軽微な記入ミスの修正については、農政事務所が本人
に確認して行うこととして、農家の方の書類作成の負担を軽減しました。
- (3) 申請書と同時に提出する書類については、特に対象者要件を確認する書類が多
くなっていますが、確認書類を可能な限り削減し、2年目以降も継続して加入し、
申請内容に変更がない場合は、添付書類を省略できることとしました。
- (4) このようなことから、今年4月からの加入申請で書類の簡素化を実感してい
ただけるとおもいます。

4 手続時期の集中化

- (1) 本対策においては、加入申請に加え、3種類の支払の交付申請を行うことから、
6回の手続が必要となっていたため、農業者の負担が大きいとの指摘がありまし
た。
- (2) このため、20年産からは、当年の4月1日～6月30日に加入申請手続等を集中
し、手続の回数を2～3回に減らすこととしました。
- (3) 具体的な手続の時期は以下のとおりです。
 - ・ 加入申請 4月1日 ～ 6月30日
 - ・ 収入減少補てん積立申出 4月1日 ～ 6月30日
 - ・ 収入減少補てん交付申請 翌年4月1日 ～ 4月30日
 - ・ 固定払交付申請 4月1日 ～ 9月30日
(8月までに支払を受けるためには6月
中に申請してください)
 - ・ 成績払交付申請 生産量・品質確定後～ 翌年3月5日
(麦について年内の支払を受けるには遅く
とも11月頃までには申請してください)

▲ 電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日 : 随時発行

発行元 : 農林水産省 経営局 経営政策課

このメルマガへの御意見・御感想はこちらから。

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 水田・畑作経営所得安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、
担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>